

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給を記載した書類

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会（以下「本協会」という。）定款第16条及び29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、(別表)常勤役員棒給表に基づき定例役員報酬を支給する。非常勤役員に対しては、役員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、退職手当を支給することができる。退職手当は在職期間1年ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の定例報酬月額は、(別表)常勤役員棒給のとおりとし、各々の役員の報酬月額は棒給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定に準ずる。非常勤役員にあっては、役員会出席等、必要の都度、支払う

ものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本協会は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年12月20日理事会及び評議員会議決)

(別表) 常勤役員棒給表 (単位:円)

	月額		月額		月額
第1号	100,000	第6号	350,000	第11号	600,000
第2号	150,000	第7号	400,000	第12号	650,000
第3号	200,000	第8号	450,000	第13号	700,000
第4号	250,000	第9号	500,000		
第5号	300,000	第10号	550,000		